

令和8年4月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うち石油ストーブ(開放式) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
(うちIH調理器1件、タブレット端末1件、
ルーター(パソコン周辺機器) 1 件、電動アシスト自転車1件、
布団乾燥機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、上田(俊)、別所、箭竹、上田(謙)

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600072	令和8年4月9日	令和8年4月23日	石油ストーブ（開放式）	RX-2223Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年4月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600071	令和8年2月10日	令和8年4月23日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月11日
A202600073	令和8年1月1日	令和8年4月23日	タブレット端末	火災	当該製品を他社製充電器に接続して充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月16日
A202600074	令和8年3月30日	令和8年4月23日	ルーター（パソコン周辺機器）	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月17日
A202600075	令和7年12月8日	令和8年4月24日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品に取り付けた前かごが外れ、前輪に接触し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月16日
A202600076	令和8年2月6日	令和8年4月24日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。出火元を含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし